

世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準
に関する条例の一部を改正する条例

(付議の要旨)

地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）の職員配置基準を改定するため、世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する。

1 主旨

地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）について、区の新規・拡充事業や高齢者人口増等による地域包括支援センターの業務量の増加等を踏まえた職員配置基準とするため、世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する。

2 改正内容

- ・業務の拡充量等を踏まえ、各地域包括支援センターの配置基準に1人分の人員配置を追加する。また、高齢者人口の多い地区の対応を充実するため、高齢者人口規模に応じた職員配置の区分に、おおむね1万2千人以上の区分を新設する。
- ・なお、地域包括支援センターの業務には、高齢者数や担当区域の広さにかかわらず業務量が一律のものがあることなどを踏まえ、上位の区分での職員配置増については0.5人分とする。

<現行>

高齢者人口	条例の配置基準
おおむね3千人未満	3職種3人
おおむね3千人以上6千人未満	3職種3人+追加1人
おおむね6千人以上9千人未満	3職種3人+追加2人
おおむね9千人以上	3職種3人+追加2.5人

- ※「3職種3人」とは、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の3人をいう。
- ※ 追加職員は、6千人以上9千人未満の場合1人（9千人以上の場合2人）は「3職種」又は介護支援専門員でなければならない。

現行の各区分の追加職員数に1人を加える。また、おおむね1万2千人以上の区分を新設する。

<変更案>

高齢者人口	条例の配置基準
おおむね3千人未満	3職種3人+追加1人
おおむね3千人以上6千人未満	3職種3人+追加2人
おおむね6千人以上9千人未満	3職種3人+追加3人
おおむね9千人以上1万2千人未満	3職種3人+追加3.5人
おおむね1万2千人以上	3職種3人+追加4人

- ※ 追加職員は、3千人以上6千人未満の場合1人（6千人以上9千人未満の場合2人、9千人以上1.2万人未満の場合2.5人、1.2万人以上の場合3人）は3職種又は介護支援専門員でなければならない。

3 新旧対照表
別紙のとおり

4 施行予定日
平成31年4月1日

5 今後のスケジュール（予定）

	職員体制	運営事業者の選定
平成30年	2月 福祉保健常任委員会 区議会定例会へ条例 改正案提出	3月 プロポーザル公告・募集要項 説明会 4～7月 選定委員会（書類審査、 ヒアリング審査） 9月 福祉保健常任委員会報告、事 業者結果通知、結果公表
平成31年	4月 改正条例施行	4月 契約締結、選定後の事業者に よる委託事業開始

（参考）

地域包括支援センターの職員配置について

- (1) 平成28年7月から全地区で実施している地域包括ケアの地区展開（福祉の相談窓口）を運営するため、地域包括支援センター運営法人との契約において、条例の基準に加えて、さらに常勤換算1人以上を配置している。
- (2) 今回の条例改正は、介護保険法に基づく従来の地域包括支援センター業務の増加等に伴う対応として行うものであり、(1)の地域包括ケアの地区展開に伴う地域包括支援センターの職員配置については、平成32年4月に向け全般的な機能・体制の検討を行う中で、その対応を整理していく。

世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例(平成27年3月9日条例第16号)(抄) 新旧対照表(案)

改正案	現 行																				
<p>(地域包括支援センターの職員に係る基準)</p> <p>第4条 センターには、当該センターの職務に専ら従事する常勤の職員として、次の各号に掲げる者につき当該各号に定める人数を配置するものとする。</p> <p>(1) 保健師又はこれに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士又はこれに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員又はこれに準ずる者 1人</p> <p>2 センターには、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定める人数以上の職員を前項に規定する職員に加えて配置するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="103 499 1075 708"> <thead> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th> <th>加えて配置すべき人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね3,000人未満</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>おおむね3,000人以上6,000人未満</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>おおむね6,000人以上9,000人未満</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>おおむね9,000人以上12,000人未満</td> <td>3.5人</td> </tr> <tr> <td>おおむね12,000人以上</td> <td>4人</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 担当する区域における第1号被保険者の数(以下「1号被保険者数」という。)がおおむね3,000人以上6,000人未満であるセンターに加えて配置すべき職員2人以上のうち、1人は前項各号に掲げる者(以下「専門3職種」という。)のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。</p> <p>2 1号被保険者数がおおむね6,000人以上9,000人未満であるセンターに加えて配置すべき職員3人以上のうち、2人は専門3職種のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 1号被保険者数がおおむね9,000人以上12,000人未満であるセンターに加えて配置すべき職員3.5人以上のうち、2.5人は専門3職種のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。</p> <p>4 1号被保険者数がおおむね12,000人以上であるセンターに加えて配置すべき職員4人以上のうち、3人は専門3職種のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。</p> <p>5 1週間当たりの勤務時間(以下この号において「週勤務時間」という。)が前項に規定する職員の週勤務時間より短い職員については、当該職員の週勤務時間を同項に規定する職員の週勤務時間で除して得た値(その値に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)をその人数とみなしてこの表を適用する。</p>	担当する区域における第1号被保険者の数	加えて配置すべき人数	おおむね3,000人未満	1人	おおむね3,000人以上6,000人未満	2人	おおむね6,000人以上9,000人未満	3人	おおむね9,000人以上12,000人未満	3.5人	おおむね12,000人以上	4人	<p>(地域包括支援センターの職員に係る基準)</p> <p>第4条 センターには、当該センターの職務に専ら従事する常勤の職員として、次の各号に掲げる者につき当該各号に定める人数を配置するものとする。</p> <p>(1) 保健師又はこれに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士又はこれに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員又はこれに準ずる者 1人</p> <p>2 センターには、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定める人数以上の職員を前項に規定する職員に加えて配置するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1144 499 2116 638"> <thead> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th> <th>加えて配置すべき人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね3,000人以上6,000人未満</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>おおむね6,000人以上9,000人未満</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>おおむね9,000以上</td> <td>2.5人</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 担当する区域における第1号被保険者の数(次号において「1号被保険者数」という。)がおおむね6,000人以上9,000人未満であるセンターに加えて配置すべき職員2人以上のうち、1人は前項各号に掲げる者(次号において「専門3職種」という。)のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。</p> <p>2 1号被保険者数がおおむね9,000人以上であるセンターに加えて配置すべき職員2.5人以上のうち、2人は専門3職種のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 1週間当たりの勤務時間(以下この号において「週勤務時間」という。)が前項に規定する職員の週勤務時間より短い職員については、当該職員の週勤務時間を前項に規定する職員の週勤務時間で除して得た値(その値に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)をその人数とみなしてこの表を適用する。</p>	担当する区域における第1号被保険者の数	加えて配置すべき人数	おおむね3,000人以上6,000人未満	1人	おおむね6,000人以上9,000人未満	2人	おおむね9,000以上	2.5人
担当する区域における第1号被保険者の数	加えて配置すべき人数																				
おおむね3,000人未満	1人																				
おおむね3,000人以上6,000人未満	2人																				
おおむね6,000人以上9,000人未満	3人																				
おおむね9,000人以上12,000人未満	3.5人																				
おおむね12,000人以上	4人																				
担当する区域における第1号被保険者の数	加えて配置すべき人数																				
おおむね3,000人以上6,000人未満	1人																				
おおむね6,000人以上9,000人未満	2人																				
おおむね9,000以上	2.5人																				
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成 年 月世田谷区条例第 号)</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>																				